

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

食と器が融和した観光のまち 有田

2. 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、佐賀県西松浦郡有田町

3. 地域再生計画の区域

佐賀県西松浦郡有田町の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 有田町の特性

有田町は佐賀県の西部に位置し、美しい景観を誇る田園地帯や黒髪連山など変化に富む豊かな自然に恵まれた温暖な地域である。その東西には国見連山と黒髪連山が連なり、三方を山に囲まれた盆地で、その山々を源・支流とし有田川が町の中央部を南北に貫き、伊万里湾に注いでいる。

中央部から西部にかけて、水田が広がり、山間部には棚田や畜産を中心とした里山が形成されている。夏の夕暮れ時には、町内に点在する集落の小川で蛍が乱舞し、稀少動植物（カジカカエル、クロカミラン、カネコシダ、ベニバヤ）が生息する豊かな自然環境を作り出している。

また、急峻な山地となっている東部山麓には、陶磁器発祥の地である内山地区があり、豊臣秀吉の朝鮮出兵の時に鍋島直茂が連れ帰った陶工李参平が、1616年に泉山の磁石場を発見し、初めて白磁焼成に成功したのが日本における磁器の始まりであると伝えられている。

1650年頃からオランダ連合東インド会社が、陶磁器を重要な貿易品として、伊万里港から長崎県出島に運ばれヨーロッパへ輸出し、特にヨーロッパの王侯貴族の人気を集めたとされ、有田の陶磁器は日本の美術工芸史上でもひとときを輝くものとして、世界的に知名度が通っており、毎年、有田陶器市・秋の陶磁器まつりなどのやきもの市で多くの人々が訪れにぎわっている。

有田地区の窯業は佐賀県を代表する地場産業であるが、バブル経済崩壊後、厳しい経済情勢を反映し需要の低迷が続いており、多様な製品開発や観光・農業との連携による産業の活性化が大きな課題となっている。

(2) 地域再生計画の意義と目標

有田町の西部地域は、中山間地域という土地条件もあり基幹作物である米、麦に果樹（みかん、ぶどう）・畜産（肉用牛、豚、ブロイラー）等を加えた複合経営を主とした農業生産を展開しており、さらに、近年経営発展を図るため施設園芸等の作物の導入が一部において展開されている。しかし、「少子・高齢化」の進行や後継者不足による農業従事者の減少等で耕作放棄田が増加しており地域経済が停滞している。さらに、地形的に棚田が多いために一定要件の担い手が育ちにくい環境にあるため、現在、集落営農に向けて進めているが地域間の調整等が難しくなかなか進行していない状況にある。

また、同地域内の大木・山谷地区は、国見山麓に広がる棚田と一体となった森林があり、上部が常緑広葉樹林、中下部の棚田周辺はスギ・ヒノキ等人工林となっている。当地域の森林施業による林業経営者の所得向上や景観づくりのための森林整備・水源かん養機能の発揮が求められているが、高齢化や後継者不足により森林が荒廃している状況である。（平成 17 年「国見山」環境林の選定 面積：298ha）

有田町の東部地域は、日本磁器発祥の地として、和飲食器を中心に国内有数の陶磁器産地を形成してきた。しかしながら、今日では低価格輸入品の浸透やライフスタイルが変わったことによる需要構造の変化、購買活動の二極化傾向など国産陶磁器全般にわたる不振要因に加えて、業務用食器の需要縮小、産地ブランドの弱体化や顧客ニーズの把握不足などの当地域特有の諸要因により、伊万里有田焼の製造品出荷額は、ピーク時（平成 3 年）の 3 分の 1 まで激減しており、産地崩壊の危機に直面し、産業集積の機能低下・陶磁器産業の衰退は避けがたい状況となっている。

有田町ではこうした様々な課題に対応するため、地元の資源である棚田や自然農法を生かした農業の活性化や若い農業従事者の確保、企業誘致による定住人口の促進へ向けた取り組みと、山間部から町中央部を流れる有田川までの地域が一体となって森林整備を促進させる。

さらに、窯業については、従来の和飲食器に加え新しい分野（飲食店用）や新技術の開発、顧客のニーズに合わせた飲用磁器、旧来から行なっていた美術工芸品の製作などにより焼物産業の活性化を図っていく。また、地理的に武雄市、伊万里市、佐世保市に挟まれた場所に位置し、数百年前の古窯跡群、伝統的建造物、緑豊かな自然環境など観光資源の有効活用を図る。

最後に、本町は高速道路「西九州自動車道」の I・C が近隣にあり、伊万里市、武雄市、佐世保市を結ぶ交通の要衝に位置しているにも関わらず、基幹道路へのアクセス道路などが未整備であるため各々が孤立し、うまく機能していないことから、道整備交付金の活用により、基幹道路（国道 35 号・国道 202 号・

国道 498 号) へのアクセス道路、林道整備による道路のネットワークを構築し、窯業、観光資源、農林業を二次元的に結びつけた地域の活性化を目指す。

【目標 1】道路整備による焼き物や農産物の物流の効率化、自然・歴史・産業の各資源等へのアクセス改善（大型車輛の通行確保を行い、生産地から市街地までの約 3 分間の短縮を図る。）

【目標 2】集落営農の育成及び促進（集落数 0→5）

【目標 3】交流人口の拡大（本町への年間観光入込み客数の 10%増加）

【目標 4】林業の促進と森林整備面積の促進

《林道桑々田線、林道開田～北ノ川内線の利用区域内における間伐実施面積の 10%増加》

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

有田町は、佐賀県の西部に位置しており、福岡県福岡市・長崎県佐世保市・佐賀市への物流ルートの分岐点であり、佐世保市の九十九島、ハウステンボスへの通過点でもある。有田内山地区の町並みは陶磁器生産の拡大に伴い江戸初期に形成され「有田千軒」と呼ばれるほど栄えた。現在も歴史的価値の高い建物が数多く残っており、平成 3 年には国の「重要伝統的建物群保存地区」に選定され、町も「景観条例」を定め 147 軒を「伝統的建造物群」に、石像物やトンバイ塀の 128 件を「環境物件」に指定して町並み保存事業に取り組み、内山地区の伝統的町家中心とした町並みの特質を守り、育てることによって歴史的遺産を継承し、魅力溢れる町並みの創出に向けて整備を進めている。

これを核として、東西間の農畜産物や人工的な流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。

具体的には、国道の歩道化・県道の新設・拡幅改良と国県道からの支線との基幹的町道 3 路線約 1.5km の拡幅改良工事を行うことにより、町内外から流入する通行を町中心部へ容易に収容する。

又、西部地区の山間部において、林道桑々田線の舗装及び林道開田～北ノ川内線の新規開設を行うことにより森林へのアクセスが容易になるため、国見山環境林内の荒廃森林等について森林整備の促進と森林施業の効率化を図ると共に、森林ボランティアなど新たな人材による森林整備の効果が期待される。

5-2 法第五章の特別措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係わる手続きを終了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 町道：道路法に規定する市町村道に昭和 63 年 12 月 24 日に認定済み
深城線
立部山本線
大木蔵宿線
- ・ 林道：森林法による地域森林計画（平成 19 年度樹立）に路線を記載
桑々田線
開田～北ノ川内線

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・ 町道（有田町）、有田町
- ・ 林道（有田町）、有田町、佐賀県

[事業期間]

- ・ 町道（平成 19 年度～平成 23 年度）
- ・ 林道（平成 20 年度～平成 23 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 町道 1,506m（3 路線）
- ・ 林道 2,700m（2 路線）
- ・ 総事業費 831,900 千円（うち交付金 401,050 千円）
（内訳）町道 627,000 千円（うち交付金 313,500 千円）
林道 204,900 千円（うち交付金 87,550 千円）

5－3 その他の事業

都市計画街路事業（市街地へのアクセス道路整備）

地方道路臨時交付金事業（物流・人的交流の道路整備）

史跡天狗谷窯跡保存整備事業（観光拠点の整備）

重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（観光拠点の整備）

集落営農育成事業（担い手の不足による農業経営の安定と収益の増大）

6. 計画期間

平成 19 年度～平成 23 年度

7. 目標の達成状況に係わる評価する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善が必要な事項の検討を行う。

8. その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし。